

国民年金のお知らせ

7月1日から新年度分の免除申請受付開始！

☆保険料を納める事が経済的に難しいとき

☆「保険料免除制度」とは

国民年金には保険料の「免除」「納付猶予」の制度があります。

免除申請を行い、日本年金機構から承認を受けると、保険料の全額又は一部の納付が免除されます。

未納が多くなると、「老齢基礎年金」のほか、「障害年金」「遺族年金」が受けられない場合があります。

一部免除の場合は、保険料を納めないと免除の効果を失い、未納扱いとなります。

「免除申請者本人」「申請者の配偶者」「世帯主」の前年所得により判定されます。また、失業や災害などにより承認される場合もあります。

7月から翌年の6月までを一つの年度として取扱います。

☆免除の期間について

☆免除申請の対象者

☆「納付猶予制度」

●一部免除を承認された保険料額（月額）

一部免除の段階	納付する保険料
4分の3免除	4,120円
半額免除	8,250円
4分の1免除	12,370円

●納付猶予制度の承認基準額（前年所得）

納付猶予	57万円
学生特例	118万円

※扶養親族により基準額が緩和されます。



参考：平成28年分追納金額（月分）

納付猶予	16,260円
全額免除	16,260円
4分の3免除	12,190円
半額免除	8,130円
4分の1免除	4,060円

☆「学生納付特例制度」

20歳以上の学生で、前年の所得が一定以下の方は、在学中の保険料の納付が猶予されます。

また、会社を退職して学生となられた方は失業を考慮した審査が受けられます。

☆追納をおすすめします！

国民年金には追納制度があり、10年以内なら各種免除・猶予を受けた保険料の納付ができます。追納することで、老齢基礎年金の年金額に算入されます。ただし、3年度目以降（26年度以前）の追納は、当時の保険料に加算額が上乘せされます。